

## 宮城県公報

行 城 宮  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

ページ

○鳥獣保護区の指定	(自然保護課)	一
○平成十二年宮城県告示第千六百六号(鳥獣保護区の設定)の一部改正	(同)	二
○平成十二年宮城県告示第千八百八号(銃猟禁止区域の設定)の一部改正	(同)	二
○平成十五年宮城県告示第千六百六号(指定猟法禁止区域の指定)の一部改正	(同)	二
正	(同)	二
○令和二年度宮城県准看護師試験の実施	(医療人材対策室)	二
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	三
○道路の区域変更	(道路課)	三
○道路の供用開始	(同)	三
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(防災砂防課)	四
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可	(都市計画課)	四
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(北部地方振興事務所)	四
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(四件)	(警察本部会計課)	五
教育委員会		
○教育委員会定例会の開催		五
選挙管理委員会		
○政治団体の届出		六
○政治団体の届出事項の異動届		六

- 政治団体の解散届  
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十一年分(令和元年分))  
○資金管理団体の届出事項の異動届

七 七 六

## 告 示

○宮城県告示第八百三十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

令和二年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 名称

南三陸町海域鳥獣保護区

## 二 区域

気仙沼市と南三陸町の海岸線市町境界を起点とし、同所から北緯三八度四五分二・五・四三秒、東経一四一度三三分三七・九五秒の海域を直線で結び、同所から北緯三八度四四分五二・一九秒、東経一四一度三三分二七・二七秒の海域を直線で結び、同所から北緯三八度四四分五〇・九四秒、東経一四一度三四分一七・〇九秒の海域を直線で結び、同所から北緯三八度四四分一五・二五秒、東経一四一度三四分三八・三七秒の海域を直線で結び、同所から北緯三八度四三分八・六八秒、東経一四一度三四分二七・八〇秒の海域を直線で結び、同所から北緯三八度四二分四四・八七秒、東経一四一度三四分四六・九二秒の海域を直線で結び、同所から北緯三八度四一分二・四一秒、東経一四一度三四分七・六四秒の海域を直線で結び、同所から船形島西端を直線で結び、同所から本吉郡南三陸町戸倉字長清水地内長清水川河口の右岸を直線で結び、同所から海岸線を北上し起点に至る線で囲まれた区域

## 三 存続期間

令和二年十一月一日から令和二十二年十月三十一日まで(二十年間)

## 四 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

## 1 指定区分

希少鳥獣生息地

## 2 指定理由

当該区域は、冬季に飛来するオオワシ・オジロワシをはじめとする希少な鳥類が生息しており、国の天然記念物で環境省レッドリスト二〇一九に絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコケガンの数少ない県内の越冬地になっている。

また、平成三十年十月にラムサール条約の登録を受けているなど、自然環境の保全対策の一環として、右記希少な鳥類の生息の場を保護していく必要があることから、鳥獣保護区に指定するものである。

3 管理方針

区域を明確に表示するため、案内板及び制札を適切に設置するとともに、県職員及び自然保護員により区域内を巡視し、鳥獣の保護繁殖に著しい影響を及ぼすことのないよう適正な管理を行う。

○宮城県告示第八百三十七号

平成十二年宮城県告示第千百六号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、令和二年十一月一日から施行する。

令和二年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

上品山硯上山鳥獣保護区の項第二号及び第三号を次のように改める。

二 区域

石巻市福地字加茂崎地内挟川と加茂崎地区と中原地区を結ぶ林縁に沿った農道との交点を起点とし、同所から同農道を南東進し石巻市道加茂崎中線との交点に至り、同所から同市道を東進し石巻市大福地林道との交点に至り、同所から同林道を東進し中道地区と中道地区を流れる沢との交点に至り、同所から同沢を南東進し石巻市沢釜沢国有林道との交点に至り、同所から同林道を東進し針岡地区と雄勝町雄勝地区との境界に至り、同所から同境界線を南進及び西進し県道雄勝線との交点に至り、同所から同県道を西進しNTT専用道路との交点に至り、同所から同専用道路を北西進及び西進し石巻市道中畑台畑線との交点に至り、同所から同市道を南進し石巻市道大瓜水沼真野線との交点に至り、同所から同市道を西進し石巻市道寺内与市線との交点に至り、同所から同市道を北進し一級河川水沼川との交点に至り、同所から同川左岸及び同川上流の沢沿いを北西進及び北東進し館下入沢との交点に至り、同所から同沢沿いを北東進し石巻市福地国有林道との交点に至り、同所から同林道を北進し一級河川挟川との交点に至り、同所から同河川右岸堤防沿いを北東進し起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

令和二年十一月一日から令和二十二年十月三十一日まで（二十年間）

上品山硯上山鳥獣保護区の項に次の一号を加える。  
四 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 指定区分

希少鳥獣生息地

2 更新理由

当該区域はイヌワシ等の希少な野生鳥獣の繁殖が確認されている区域であり、平成二十一年以降はイヌワシの繁殖が確認されていないが、オジロワシ等の生息が確認されており、また、繁殖に適した自然環境は現存していることから、鳥獣保護区の指定により繁殖に適した環境を保全し希少な野生鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区を更新するものである。

○宮城県告示第八百三十八号

平成十二年宮城県告示第千百八号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改正し、令和二年十一月一日から施行する。

令和二年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号中1を次のように改める。

1 名称

境堤特定猟具使用禁止区域（銃）

第一号中3を次のように改める。

3 存続期間

令和二年十一月一日から令和二十二年十月三十一日まで（二十年間）

○宮城県告示第八百三十九号

平成十五年宮城県告示第千百六号（指定猟法禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、令和二年十一月一日から施行する。

令和二年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

牡鹿半島指定猟法禁止区域の項第三号を次のように改める。

三 存続期間

令和二年十一月一日から令和三年十月三十一日まで（二年間）

○宮城県告示第八百四十号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、令和二年度宮城県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和二年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験期日

令和三年二月十六日(火)  
午後一時三十分から午後四時まで

二 試験場所

仙台市青葉区中央二丁目三ー一 TKPガーデンシティ仙台

三 受験願書受付期間

令和二年十一月二十四日(火) から同年十一月二十七日(金) まで(当日消印有効)

四 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県保健福祉部医療人材対策室看護班(電話〇二二ー二二一ー二六六一五)

〇宮城県告示第八百四十一号

県営柴田地区土地改良事業(農業用排水施設整備事業) 変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画については不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和二年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和二年十月二十三日から令和二年十一月二十四日まで

三 縦覧場所

柴田町役場

〇宮城県告示第八百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年十月二十三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土

木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 石巻鮎川線

三 道路の区域

変更の区間

石巻市鮎川浜向田無番地先から  
同市鮎川浜マノ上六番一地先まで

変更の前後	後				前				備考
	D	C	B	A	C	B	A		
敷地の幅員 (メートル)	九・五 二二・〇	一〇・一 二二・三	一〇・一 一〇・三	一一・一 三七・三	一〇・一 二二・三	九・五 一〇・三	一一・一 三七・三	敷地の延長 (メートル)	一九五・〇
敷地の延長 (メートル)	二六四・〇	二六四・〇	一四〇・〇	七五〇・〇	二六四・〇	四四〇・〇	七五〇・〇	上記A、 B、C及びD は、関係図面 に表示する敷 地の区分をい う。	

〇宮城県告示第八百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年十月二十三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鮎川線	石巻市鮎川浜向田無番地先から 同市鮎川浜マノ上六番一地先まで	令和二年 十月二十六日 午前十時

○宮城県告示第八百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（令和元年五月二十四日宮城県告示第五百八号）のうち、次の区域の指定を解除するので、第七條第六項において準用する同條第四項及び第九條第九項において準用する同條第四項の規定により公示する。

令和二年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
荒巻青葉の崩壊	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区荒巻字青葉（次の図のとおり）	宮城県仙台土木事務所及び仙台市役所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第八百四十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）第三十九條第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

令和二年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

富谷市明石台東土地区画整理組合

二 事務所所在地

富谷市明石台二丁目二十二番地十

三 設立認可の年月日

平成三十一年三月二十日

四 変更認可の年月日

令和二年十月十六日

○宮城県告示第八百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八條第十七項の規定により、鶴田川沿岸土地改

良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和二年十月二十三日

宮城県北部地方振興事務所

所長 富 田 政 則

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和二年十月四日	佐藤 政重	大崎市鹿島台大迫字六十二番屋敷二十二番地五	監事
令和二年十月四日	渡邊 信雄	黒川郡大郷町粕川字鶴野十七番地の一	監事
令和二年十月四日	菊地 正美	宮城県松島町竹谷字後蒲三十九番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和二年十月三日	高橋 文夫	黒川郡大郷町粕川字的場二番地	監事
令和二年十月三日	山崎 辰男	宮城県松島町北小泉字要害二十八番地	監事
令和二年七月三十日	鈴木 史人	大崎市鹿島台深谷字藤坊十三番地	監事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
名取市本郷字焼野百三十六番、百三十八番、百三十九番、百五十九番、百六十番二、百六十四番、百三十六番地先水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市青葉区国見六丁目八十七番地一  
一般社団法人DW C

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
令和二年十月二十三日

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察放置駐車違反処理システム貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年九月二十四日

- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 東京都港区芝浦一丁目二番三号

五 落札金額 一億四千六百七十八万四千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和二年七月三十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年十月二十三日

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察放置駐車管理システム機器等貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年九月二十四日

- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額 一億二百三十九万九千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和二年七月三十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年十月二十三日

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察クライアントシステム用サーバ①貸借

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年九月二十五日

- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額 十八億六千二百二十一万七千六百元

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和二年七月三十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年十月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察ネットワークシステム接続機器貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年九月二十五日

- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 N E C キヤピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目十五番三号

五 落札金額 四億六千九百九十四万七千二百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和二年七月三十一日

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和二年十月二十三日

宮城県教育委員会



一日時 令和二年十月二十八日 午前十時  
二場所 第一会議室  
三事件  
第一号議案 教育功績者表彰について  
第二号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について  
第三号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について  
四 傍聴者の定員 十二人  
五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。  
2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先  
仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二-二二-一三六一)

### 選挙管理委員会

〇宮選管告示第九十八号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。  
令和二年十月二十三日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 皆川 章太郎

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)  
国会議員関係政治団体以外の政治団体  
政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日  
市民が主役のまち多賀城を創る会 鈴木 明広 松戸 信博 多賀城市町前三二二二二 令和二年九月十五日  
鈴木あきひろ後援会 鈴木 邦彦 松戸 信博 多賀城市留ヶ谷一二六一二八 令和二年九月九日

多賀城の未来を切り開く会 鈴木新津男 鈴木 安子 多賀城市高橋二一五三一 令和二年九月二十八日

〇宮選管告示第九十九号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。  
令和二年十月二十三日  
宮城県選挙管理委員会  
委員長 皆川 章太郎

#### (一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日  
公明党仙北総支部 山田 和明 主たる事務所 大崎市鹿島台木間塚字姥ヶ沢六八 八 五二二 令和二年九月十四日

自由民主党鷲沢支部 高橋 寿一 主たる事務所 栗原市鷲沢南郷原一三五 八 一 八 令和二年八月一日

自由民主党迫支部 伊藤 良雄 主たる事務所 登米市迫町新田字金ヶ森一六一 九 四 一 一 令和二年九月四日

自由民主党桃生支部 千田 直人 主たる事務所 石巻市桃生町太田字薬田一七七 三 五 一 五 令和二年九月四日

#### (二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日  
大野栄光後援会 山下 孝明 代表者の氏名 山下 孝明 日下 貞義 令和二年九月四日

私鉄東北交通政策研究会 小池 泰博 会計責任者の氏名 芳賀 孝 藤岡 英昭 令和二年八月二十六日

庄子けんいち後援会 庄子 賢一 主たる事務所 仙台市若林区新寺五一九二〇 一四 一 一四 令和二年九月十四日

〇宮選管告示第百号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和二年十月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

しが勝利後援会 志賀 勝利 令和元年十二月三十一日

○宮選管告示第百一十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分（令和元年分）収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和二年十月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

しが勝利後援会

報告年月日 2. 3. 18 (1. 12. 31解散)

1 収入総額 551,330

前年繰越額 86,802

本年収入額 464,528

2 支出総額 551,330

3 本年収入の内訳

寄附 464,528

個人分 464,528

4 支出の内訳

経常経費 491,606

人件費 125,500

光熱水費 8,488

備品・消耗品費 46,270

事務所費 311,348

政治活動費 59,724

機関紙誌の発行その他の事業費

宣伝事業費

5 寄附の内訳

〔個人分〕

志賀勝利 114,528 塩釜市

年間五万円以下のもの 350,000

○宮選管告示第百一十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。  
令和二年十月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 異動事項 新旧 異動年月日

庄子 賢一 庄子けんいち後援会 主たる事務所所在地 仙台市若林区新寺五一九一二〇 仙台市宮城野区岩切字水分三七一一 令和二年九月十四日

四